

衣料品及び服飾雑貨の製造・販売業を営んでいる甲社の取引金額について、次のA～Dのいずれに区分すべきかを答えなさい。

- A 課税資産の譲渡等にのみ要するもの
- B その他の資産の譲渡等にのみ要するもの
- C 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- D 課税取引から生じたものではないので、区分経理の対象外となる
(課税仕入以外)

事業譲渡契約により引き継いだ商品 (すべて課税商品)
(H社より国内の小売店舗Aにおける事業を譲り受けている。)

A

事業譲渡契約により引き継いだ商品は、「課税仕入」です。その上で、商品の売上げが「課税売上」とされるため、商品の仕入は「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

事業譲渡契約により引き継いだ器具備品

(H社より国内の小売店舗Aにおける事業を譲り受けている。)

A

事業譲渡契約により引き継いだ商品は、「課税仕入」です。その上で、店舗Aでは、商品の小売りのみが行われているため、器具備品の対価は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

事業譲渡時の経理処理により計上された営業権

(H社より国内の小売店舗Aにおける事業を譲り受けている。その際、取得資産の価額の合計額と、事業譲渡契約における譲渡価額との差額を、営業権として計上している。)

A

無形固定資産の購入対価は、「課税仕入」です。その上で、店舗Aでは、商品の小売りのみが行われているため、営業権の対価は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

店舗Aにおいて一般消費者から買い入れた衣料品の金額

A

仕入先が課税事業者か否かは、「課税仕入」の判定を行うにあたって考慮する必要はありません。従って、店舗Aにおいて一般消費者から買い入れた衣料品の金額は、「課税仕入」です。その上で、商品の売上げが「課税売上」とされるため、商品の仕入は「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。同様の事例としては、中古車販売業者（課税事業者）が一般消費者から中古車を仕入れた場合も「課税売上にのみ要する課税仕入」とされます。

保税地域から引き取った輸入商品に係るもの

① 輸入商品仕入対価	45,000,000円
② 引き取りに際して納付した消費税	1,700,000円
③ 引き取りに際して納付した地方消費税	500,000円
④ 保税地域からの運賃	600,000円

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 輸入商品仕入対価 | (A) |
| ② 引き取りに際して納付した消費税 | D |
| ③ 引き取りに際して納付した地方消費税 | D |
| ④ 保税地域からの運賃 | A |

①は、「課税売上にのみ要する課税仕入」ですが、消費税額を計算するにあたって、 $6.3/108$ を乗じるのではなく、資料の1,700,000円を使用するため、「計算過程」では、「課税仕入」ではなく「課税貨物」で計算することに留意して下さい。

②と③に、さらに消費税が課せられることはないので、そもそも「課税仕入」ではありません。

④は、国内の運送業者に支払った運賃なので、「課税仕入」です。その上で、商品販売に係るものなので、「課税売上にのみ要する課税仕入」とされます。

保税地域において輸入手続きを経ないで国外の事業者に販売した商品の
仕入高

D

輸入商品に消費税が課されるタイミングは、輸入手続き後に保税地域から引き取る時です。本商品は、輸入手続き前に、保税地域から輸出されているため、消費税は課せられません。

輸入商品に係るリベートとして国外の仕入先から送金された金銭
(契約に基づくものではなく、商品の輸入後にリベートの金額が決定し、支払の通知を受けたものである。)

D

輸入した商品の支払対価の返還に該当しますが、輸入貨物にかかる価格の調整として支払われるものとは認められないため、消費税の課税関係は生じないこととなります。

国税庁のホームページで紹介されている事例ですが、結論を知っていないと出来ないと思います。

本社に勤務する従業員の通勤交通費 200万円
(うち所得税法上非課税とされる金額を超える金額は 20万円である。)

C : 200万円

通勤交通費（通勤手当）は、所得税法上、月15万円までは非課税とされています。消費税法上、通勤手当は、この15万円ルールに関係なく、「課税仕入」となります。従って、200万円が「課税仕入」となり、本社で生じたものなので、「共通対応」とされます。

これに対し、通常の範囲を超えるため、給与所得とされた旅費交通費（例えば、出張ついでに金閣寺の近くに一泊した費用）は、「課税仕入」とはなりません。

店舗A (小売り販売を行っている) に勤務する従業員の通勤交通費

A

通勤交通費は、「課税仕入」です。その上で、店舗Aでは、商品の販売のみを行っているため、そこで生じる「課税仕入」は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。通勤交通費が常に、「共通対応」とされるわけではないので、注意して下さい。

本社従業員の社会保険料及び労働保険料

D

法定福利費には、政策的な理由から、そもそも消費税が課せられないため、「課税仕入以外」となります。

本社従業員の国内慰安旅行費用

C

国内の旅行費用（交通費や宿泊代）は「課税仕入」です。その上で、本社関連費用なので、「共通対応」と判定されます。

社内の慶弔規程に基づき従業員に現金で支出した香典、見舞金等の慶弔費

D

香典、見舞金等の慶弔費は、資産の譲渡等の対価ではありません。従って、そもそも消費税の課せられない「不課税」とされます。

「旅費交通費」には、国外出張に係るものが次のとおり含まれている。

- ① 国内の旅行会社に支払った国際航空運賃、宿泊費用
- ② 国外出張時に日当として支給した出張手当

D

- ① 国内の旅行会社に支払われたものであっても、宿泊費用は、役務の提供場所が「国内において」の要件を満たさないため、そもそも消費税の課せられない「不課税」とされます。また、国内の旅行会社を通じて、JALなどの国内事業者を支払われる国際運賃は、出発地が「国内において」の要件を満たしますが、JAL側で「免税売上」とされるため、支払側にも消費税は課せられません。
- ② 国外出張時に日当として支給した出張手当は、国外での食事代などで使われるもので、役務の提供場所が「国内において」の要件を満たさないため、そもそも消費税の課せられない「不課税」とされます。

国際電話料金

D

国際電話料金は、発信側が国内のため、「国内において」の要件を満たします。しかし、国際電話料金を受け取るKDDIなどの事業者側で「免税売上」とされるため、支払側にも消費税は課せられません。

本社事務所の支払家賃

C

資産貸し付けは「課税取引」なので、本社事務所の支払家賃は、「課税仕入」です。その上で、本社事務所では、商品売上といった「課税売上」も、株の売却収入といった「非課税売上」も計上されるため、本社事務所の家賃は、「共通対応」の課税仕入と判定されます。

店舗Aの家賃

A

資産貸し付けは「課税取引」なので、店舗Aの支払家賃は、「課税仕入」です。その上で、店舗Aでは、商品売上といった「課税売上」のみが計上されるため、店舗Aの家賃は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

指定保税地域内の倉庫の家賃

A

保税地域内での取引は、原則として課税されませんが、例外として、以下のような取引は、「課税仕入」とされます。

- ① 保税地域内の倉庫の賃貸借 (本問)
- ② 国内事業者による外国貨物の組立加工

その上で、倉庫で保管した商品が販売されると、「課税売上」が計上されるため、指定保税地域内の倉庫の支払家賃は、「課税売上にのみ要する課税仕入」と判定されます。

居住用賃貸マンションの共用施設部分に係る水道光熱費

B

水道光熱費は、「課税仕入」です。その上で、居住用賃貸マンションの賃貸収入は「非課税売上」となるため、居住用賃貸マンションの共用施設部分に係る水道光熱費は、「非課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

固定資産税、事業税、印紙税及び消費税

D

固定資産税、事業税、印紙税及び消費税香典、見舞金等の慶弔費は、資産の譲渡等の対価ではありません。従って、そもそも消費税の課せられない「不課税」とされます。

商品の国内運賃及び荷造費

A

商品の国内運賃及び荷造費は、「課税仕入」です。その上で、商品の販売に係るものなので、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

商品の輸出に係る国際運賃、通関業務料

D

商品の輸出に係る国際運賃は、運賃の受け取り側で「免税」とされるため、支払側でも消費税は課せられません。また、通関業務料は、市役所等で支払う手数料と同じく、政策目的で消費税が課せられません。

商品の輸出に係る保税地域内の荷役料、保管料

D

保税地域内での取引は、原則として課税されません。

会社案内のパンフレットの製作費用

C

会社案内のパンフレットの製作費用は、「課税仕入」です。その上で、会社全体では、「課税売上」と「非課税売上」が計上されるため、会社案内のパンフレットの製作費用は、「共通対応」と判定されます。

会社名を印刷したテレホンカードの製作費用

- | | |
|----------------|----------|
| ① テレホンカードの購入代金 | 300,000円 |
| ② 会社名の印刷費用 | 90,300円 |

① D

商品券やテレホンカード等のプリペイドカードについては、消費した人が消費したときに「課税仕入」とします。商品券であれば商品を購入したとき、テレホンカードであれば電話をかけたときに、「課税仕入」とします。従って、本問の30万円は、「非課税」です。

② C

印刷会社に支払う印刷費用は、「課税仕入」です。その上で、会社名の印刷費用は、「共通対応」とされます。

商品カタログ (国内の得意先に無償で提供するものである。) の製作費用

A

カタログの制作費用は、「課税仕入」です。その上で、商品のカタログなので、「課税売上にのみ要するもの」とされます。

店舗A開店時におけるセールの折り込みチラシの製作費用

A

チラシの製作費用は、「課税仕入」です。その上で、商品の販売のみを行っている店舗Aに係るものなので、「課税売上にのみ要するもの」とされます。

居住用マンションの入居者募集のチラシの製作費用

B

チラシの製作費用は、「課税仕入」です。その上で、居住用マンションの家賃収入は非課税とされるので、「非課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

税理士報酬

C

税理士報酬は、課税仕入です。その上で、税理士報酬は、本社関連費用であり、本社では、「課税売上」と「非課税売上」が計上されるため、税理士報酬は「共通対応」と判定されます。

宅地建物取引業者に支払った、居住用マンションの不動産賃貸契約に係る仲介手数料

B

仲介手数料は、「課税仕入」です。その上で、居住用マンションの賃貸収入は、政策的な配慮から「非課税」とされているので、仲介手数料は、「非課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

商品の輸出に際し、通関業者に対して支払ったインボイス（送り状）及びパッキングリスト（包装明細書）の作成手数料

A

通関業者は民間なので、支払った作成手数料は、「課税仕入」です。その上で、商品の輸出は、広い意味での「課税売上」とされるので、商品の輸出に際し、通関業者に対して支払ったインボイス（送り状）及びパッキングリスト（包装明細書）の作成手数料は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

販売促進費 (店舗Aのクーポンの利用額)

クーポン利用により商品を値引販売した場合、消費税の計算では、値引後の金額のみを「課税売上」とします。従って、売上返還等の額に含める必要はなく、当該販売促進費自体は、消費税の計算には、関連しません。

販売促進費

(一定期間の販売高に応じて、国内の得意先に支払った販売奨励金)

△A

消費税額の計算にあたって、課税売上高から直接控除するのではなく、売上返還等の金額に含めます。

貸倒損失

(甲社がH社との事業譲渡契約により取得したI社の売掛金のうち、
債権者集会の決議により切り捨てられた金額)

事業譲渡により受け入れた売掛債権については、甲社の売上から生じたものではないため、甲社は「預かった消費税」を計上していません。従って、当該売上債権を貸倒処理した際も、消費税額の計算にあたって、何ら考慮する必要はありません。

国内上場の内国法人株式を売却し、国内の証券会社に支払った売却手数料

B

証券会社に支払った売却手数料は、「課税仕入」です。その上で、内国法人株式の売却代金は、「非課税売上」とされるため、その売却手数料は、「非課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

国内上場の外国法人株式を売却し、国内の証券会社に支払った売却手数料

A

国内の証券会社に支払った売却手数料は、「課税仕入」です。その上で、外国法人の株式は、どこに上場していても、株式の所在場所が国外とされ、「国内において」の要件を満たしていないことから、その売却手数料は、「不課税売上にのみ要するもの」とされるはずですが、そのような区分がないため、外国法人株式の売却手数料は、「課税売上にのみ要するもの」に区分経理することになっています。

製造原価報告書の「当期材料仕入高」

A

材料仕入高は、「課税仕入」です。その上で、工場では製品の生産のみを行っているため、材料仕入高は、「製品売上（課税売上）にのみ要するもの」と判定されます。

製造原価報告書の「材料値引戻し高」

△A

材料の仕入が「課税売上にのみ要するもの」とされるため、材料仕入の値引・戻しは、「課税売上にのみ要するもの」のマイナスと判定されます。

製造原価報告書の「労務費」の内訳は、次のとおりである。

① 工場に勤務する従業員に対する給与等	21,598,000円
② 通勤交通費	1,085,000円
③ 社会保険料及び労働保険料	3,425,900円
④ 人材派遣会社に支払った労働者派遣料	2,127,000円

- ① D : 給与は、そもそも消費税が課せられません。
- ② A : 通勤交通費は、「課税仕入」です。その上で、工場で生産した製品は「課税売上」となるので、通勤交通費は、「課税売上にのみ要するもの」とされます。
- ③ D : 社会保険料及び労働保険料は、そもそも消費税が課せられません。
- ④ A : 労働者派遣料は、「課税仕入」です。その上で、工場で生産した製品は「課税売上」となるので、通勤交通費は、「課税売上にのみ要するもの」とされます。

製造原価報告書の「外注費」の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内の事業者に対する外注費 45,426,000円
 - ② 国外の事業者に製造委託した製品に係るもの 22,695,700円
- 上記金額には、引取りに際して税関に納付した消費税額
780,700円及び地方消費税額 195,100円が含まれている。

- ① A : 国内で行われた外注加工の対価は、「課税仕入」です。その上で、工場で生産した製品は「課税売上」となるので、外注費は、「課税売上にのみ要するもの」とされます。
- ② A : 国外での役務提供に対する対価と考える(＝不課税)のではなく、物品の輸入を伴うため、国外で外注加工を施した製品を輸入したと考えます。従って、当該外注費は、「課税仕入」となります。その上で、製品の販売に係るものとして、「課税売上にのみ要するもの」とされます。消費税額は、6.3%で計算するのではなく、資料に与えられるものを使用することに留意して下さい。

国外の製造委託先の選定に当たり、内国法人のコンサルタント会社に支払ったコンサルタント料

(現地での市場調査、企業調査並びに、国内での情報提供の業務を包括的に行う契約であり、契約書及び請求書等において、業務ごとにその報酬は区分されていない。)

A

国内及び国内以外の地域に渡って行われる役務の提供で、その役務提供場所が明らかでないものについては、「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」によって判定します。従って、コンサルティング会社が内国法人であるため、「国内において」の要件を満たしており、当該コンサルタント料は「課税仕入」となります。その上で、製造委託した製品の売上げは「課税売上」とされるため、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。

当期に土地・建物を一括購入した。

売買契約における金額	土地・建物 42,800,000円 (うち消費税等 800,000円)
------------	--

なお、消費税等の金額は、土地、建物の価額を合理的に区分した金額に基づき計算されたものである。

また、建物は商品及び製品の倉庫の用途を予定して取得し、引渡しを受けているが、事業年度末日現在、使用開始には至っていない。

A : 10,800,000円

D : 32,000,000円

建物に係る消費税額 800,000円を8%で割って、税抜本体を算定し、これに1.08を乗じた税込み金額が 10,800,000円となります。建物の購入代価は、「課税仕入」です。その上で、商品及び製品の倉庫を予定しているため、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

また、土地の購入代価は、消費という性格に合わないため非課税とされ、そもそも消費税は課せられません。

土地・建物を一括購入した際に、宅地建物取引業者に支払った売買契約に係る仲介手数料

(建物は商品及び製品の倉庫の用途を予定して取得し、引渡しを受けているが、事業年度末日現在、使用開始には至っていない。)

A

売買契約に係る仲介手数料は、「課税仕入」です。その上で、土地・建物が商品及び製品の倉庫として利用されることから、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

土地・建物を一括購入した際に、売り主に対し、未経過固定資産税として売主に支払った金額

① 土地に係る固定資産税相当額	84,000円
② 家屋に係る固定資産税相当額	53,000円

(建物は商品及び製品の倉庫の用途を予定して取得し、引渡しを受けているが、事業年度末日現在、使用開始には至っていない。)

- ① D
- ② A

未経過固定資産税として、売り主に支払った分は、資産の取得原価に算入されます。従って、土地分は、土地の取得原価と考えるため、そもそも消費税は課せられません。これに対し、建物分は、建物の取得原価と考えるため、「課税仕入」となります。その上で、商品及び製品の倉庫を予定しているため、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

外国法人（非居住者）の発行する社債 1,052,500円
（うち国内の証券会社に対する購入手数料 52,500円を含む。）

D : 1,000,000円

A : 52,500円

有価証券の購入対価が、課税の対象となることはありません。

国内の証券会社に支払った購入手数料は、「課税仕入」です。その上で、外国法人が発行した社債の受取利息や償還差益は「免税売上 (=広い意味での課税売上)」とされるため、購入手数料は、「課税売上にのみ要するもの」と判定されます。

外国法人P社が保有するブランド名の商標権（2以上の国で登録されている。）について、日本国内における専用使用権を有する内国法人S社から取得したブランド通常使用権

なお、甲社は商品にこのブランド名を付して販売している。

A

内国法人から取得した無形固定資産の購入対価は、「課税仕入」です。その上で、商品販売に係るものなので、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。